

平成 27 年 8 月 24 日

各 位

香 川 県 高 松 市 鍛 冶 屋 町 7 番 地 1 2
穴 吹 興 産 株 式 会 社
 代表取締役社長 穴 吹 忠 嗣
 (コード番号 8928 東証第一部)
 専務取締役 富岡 徹也
 問 い 合 わ せ 先 管 理 本 部 長
 電 話 番 号 0 8 7 (8 2 2) 3 5 6 7

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 9 月 25 日開催予定の第 52 期定時株主総会にて、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、あらたに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第31条第2項及び第41条第2項の一部を変更するものであります。なお、定款第31条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第31条 (取締役の責任免除) (条文省略) 2. 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、当該 <u>社外取締役</u> の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第31条 (取締役の責任免除) (現行どおり) 2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、当該 <u>取締役</u> の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第41条 (監査役 of 責任免除) (条文省略) 2. 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、当該 <u>社外監査役</u> の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	第41条 (監査役 of 責任免除) (現行どおり) 2. 当社は、 <u>監査役</u> との間で、当該 <u>監査役</u> の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 9 月 25 日 (金)
 定款変更の効力発生日 平成 27 年 9 月 25 日 (金)

以 上